

# 資料 1

規約の一部改正（申し合わせ）

## <規約の改訂ポイント>

- 昨年5月30日に福祉部局と水防部局の合同会議にて、福祉関連との連携が重要であると認識されたところである。  
それにより、福祉部局の方も大規模氾濫減災協議会の会員として参加して頂く事になった訳ですが、幹事会としては別会員として、別表3のとおりとしたい。

## 土岐川・庄内川の水害から命を守る会議 規約

### (設 置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「土岐川・庄内川の水害から命を守る会議」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目 的)

第2条 土岐川、庄内川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うものとし、「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

### (組 織)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

3 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

**福祉部局と水防災部局の合同会議は別表3の職にある者をもって構成する。**

4 事務局は、第3項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 「庄内川流域の減災に係る取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(運 営)

第5条 協議会及び幹事会の運営、進行並びに招集は事務局が行う。

- 2 事務局が必要と認めた場合は、構成員の一部の者及び必要に応じて構成員以外の者の参加を求め、各市町単位での減災のための取組を検討又は実施するための検討会や勉強会等を組織することができる。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を中部地方整備局庄内川河川事務所に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるものの他、協議会の議事の手続きやその他運営に関して必要な事項は、幹事会で定めるものとする。

(規約改正の経緯)

平成29年5月26日	施 行
平成30年6月 7日	一部改正
令和元年 5月30日	一部改正
令和2年 5月29日	一部改正

岐阜県	県土整備部長
岐阜県	危機管理部長
愛知県	建設局長
愛知県	防災安全局長
多治見市	水防管理者（市長）
瑞浪市	水防管理者（市長）
恵那市	水防管理者（市長）
土岐市	水防管理者（市長）
名古屋市	水防管理者（市長）
瀬戸市	水防管理者（市長）
春日井市	水防管理者（市長）
小牧市	水防管理者（市長）
稲沢市	水防管理者（市長）
清須市	水防管理者（市長）
北名古屋市	水防管理者（市長）
あま市	水防管理者（市長）
豊山町	水防管理者（町長）
大治町	水防管理者（町長）
蟹江町	水防管理者（町長）
海部地区水防事務組合	管理者
庄内川河川事務所	事務所長
岐阜地方气象台	台長
名古屋地方气象台	台長
陸上自衛隊第10師団	司令部第2部長
中部管区警察局	総務監察・広域調整部長
岐阜県警察本部	警備部長
愛知県警察本部	警備部長

岐阜県	県土整備部河川課長
岐阜県	危機管理部防災課長
愛知県	建設局河川課長
愛知県	防災安全局防災部災害対策課長
多治見市	建設部長
瑞浪市	まちづくり推進部長
恵那市	総務部長
土岐市	建設水道部長
名古屋市	防災危機管理局危機対策室長
名古屋市	緑政土木局河川部長
名古屋市	上下水道局長
瀬戸市	危機管理課長
春日井市	河川排水課長
小牧市	危機管理課長
稲沢市	危機管理課長
清須市	土木課長
北名古屋市	防災交通課長
あま市	安全安心課長
あま市	土木課長
豊山町	防災安全課長
大治町	防災危機管理課長
蟹江町	安全安心課長
海部地区水防事務組合	事務局長
庄内川河川事務所	総括地域防災調整官
岐阜地方気象台	防災管理官
名古屋地方気象台	防災管理官

## (福祉部局と水防災部局の合同会議)

岐阜県	県土整備部河川課長	健康福祉部高齢福祉課長
岐阜県	危機管理部防災課長	
愛知県	建設局河川課長	福祉局高齢福祉課長
愛知県	防災安全局防災部災害対策課長	
多治見市	建設部長	福祉部高齢福祉課長
瑞浪市	まちづくり推進部長	高齢福祉課長
恵那市	総務部長	高齢福祉課長
土岐市	建設水道部長	健康福祉部長
名古屋市	防災危機管理局危機対策室長	健康福祉局監査課長
名古屋市	緑政土木局河川部長	子ども青少年局総務課長
名古屋市	上下水道局長	
瀬戸市	危機管理課長	高齢者福祉課主事
春日井市	河川排水課長	地域福祉課長
小牧市	危機管理課長	福祉総務課長
稲沢市	危機管理課長	高齢介護課長
清須市	土木課長	高齢福祉課長
北名古屋市	防災交通課長	社会福祉課長
あま市	安全安心課長	社会福祉課課長補佐
あま市	土木課長	
豊山町	防災安全課長	保険課長
大治町	防災危機管理課長	福祉部次長兼民生課長
蟹江町	安全安心課長	
海部地区水防事務組合	事務局長	
庄内川河川事務所	総括地域防災調整官	
岐阜地方气象台	防災管理官	
名古屋地方气象台	防災管理官	

# 庄内川洪水予報連絡会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「庄内川洪水予報連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は水防法及び気象業務法に基づき国土交通省と気象庁が共同して行う庄内川の洪水予報業務に資するため、庄内川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速確実な連絡を図りもって水害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、庄内川水系内関係官公庁及び諸団体をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 庄内川洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
2. 庄内川洪水予報に関する調査研究に協力すること。
3. 会員相互の密接な連絡をはかること。
4. 水防に関する知識の普及をはかること。
5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 1 名 |
| 3. 委 員 | 若干名 |
| 4. 幹事長 | 1 名 |
| 5. 幹 事 | 若干名 |

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は名古屋地方気象台長をもってこれにあてる。



(委員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は関係官公庁及び諸団体の長又はその推薦によるもののうちから、会長がこれを委嘱する。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は会務を処理する。
2. 幹事長は中部地方整備局庄内川河川事務所総括地域防災調整官をもってこれにあてる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は委員の推薦する者の内から会長がこれを委嘱する。

### 第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認められたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長をこれにあてる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は中部地方整備局庄内川河川事務所調査課内に置く。
2. 事務局職員は庄内川河川事務所職員及び名古屋地方气象台職員のうちから洪水予報担当者をもって充てる。
3. 事務局職員は幹事長の指示をうけ本会の事務を処理する。

#### 第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成27年5月12日から実施する。

(規約改正の経緯)

平成3年3月14日	施 行
平成3年4月26日	(一部改正)
平成13年4月18日	(一部改正)
平成14年4月17日	(一部改正)
平成15年4月23日	(一部改正)
平成20年4月23日	(一部改正)
平成21年4月23日	(一部改正)
平成26年5月8日	(一部改正)
平成27年5月12日	(一部改正)

## 庄内川洪水予報連絡会 役員名簿

平成31年4月1日現在

### 会長

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長

### 副会長

名古屋地方気象台長

### 委員

岐阜県県土整備部長  
岐阜県危機管理部長  
愛知県建設部長  
愛知県防災局長  
多治見市水防管理者（多治見市長）  
土岐市水防管理者（土岐市長）  
名古屋市水防管理者（名古屋市長）  
瀬戸市水防管理者（瀬戸市長）  
春日井市水防管理者（春日井市長）  
小牧市水防管理者（小牧市長）  
稲沢市水防管理者（稲沢市長）  
清須市水防管理者（清須市長）  
北名古屋市水防管理者（北名古屋市長）  
あま市水防管理者（あま市長）  
豊山町水防管理者（豊山町長）  
大治町水防管理者（大治町長）  
蟹江町水防管理者（蟹江町長）  
海部地区水防事務組合管理者（大治町長）  
岐阜地方気象台長

### 幹事長

国土交通省中部地方整備局  
庄内川河川事務所総括地域防災調整官

### 幹事

岐阜県県土整備部河川課長  
岐阜県危機管理部防災課長  
愛知県建設部河川課長  
愛知県防災局災害対策課長  
名古屋市緑政土木局河川部長  
名古屋市防災危機管理局次長  
岐阜地方気象台防災管理官  
名古屋地方気象台防災管理官  
陸上自衛隊第10師団司令部第2部長  
中部管区警察局総務監察・広域調整部長  
愛知県警察本部警備部長  
岐阜県警察本部警備部長

## 令和元年度事業報告並びに令和２年度会務及び事業計画（案）

### [令和元年度事業報告]

#### 1) 洪水予報伝達演習

概要	各機関の協力により、伝達担当者の不慣れを解消するとともに、迅速かつ確実な情報伝達が行えるように、実際と同様の連絡システムにより、模擬文を伝達する訓練を実施した。
開催日	洪水予報連絡会全関係機関対象 平成31年 4月23日（火） （庄内川洪水対応演習と合わせて実施） 名古屋地方气象台、庄内川河川事務所対象 平成31年 4月19日（金） 令和 元年 6月 3日（月） 令和 2年 2月20日（木）
内容	模擬予報文の伝達

[令和2年度会務]

1) 委員会（土岐川・庄内川の水害から命を守る会議として開催）

開催日	令和2年5月 書面会議として開催 ただし、6月にWEBを活用した会議を開催予定
対象者	委員、その他事務局員 計60名程度
議題（案）	(1) 規約の一部改正（申し合わせ） (2) 近年の減災に関する話題 (3) 庄内川流域の減災に係る取組状況 (4) 流域治水プロジェクトの進め方 (5) 構成員相互の連携及び協力を促進するための 情報共有

[令和2年度事業計画（案）]

1) 洪水予報伝達演習

概要 各機関の協力により、伝達担当者の不慣れを解消するとともに、迅速かつ確実な情報伝達が行えるように、実際と同様の連絡システムにより、模擬文を伝達する訓練を実施する。

開催日 洪水予報連絡会全関係機関対象  
令和2年5月15日（金）  
（庄内川洪水対応演習と合わせて実施）

名古屋地方气象台、庄内川河川事務所対象  
年間3回程度

内容 模擬予報文の伝達

# 庄内川水防連絡会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「庄内川水防連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は庄内川河川事務所管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期すことを目的とする。

(業 務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 河川改修の状況に関すること。
3. 既往洪水における出水状況に関すること。
4. 水防資器材整備状況に関すること。
5. 水防警報に関すること。
6. 水防時の交通規制に関すること。
7. 合同河川巡視に関すること。
8. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
9. その他本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

(構 成)

第4条 本会は別表－1に掲げる庄内川河川事務所管内の水防関係機関をもって構成する。

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

- |        |      |
|--------|------|
| 1. 会 長 | 1 名  |
| 2. 副会長 | 2 名  |
| 3. 委 員 | 12 名 |
| 4. 幹事長 | 1 名  |
| 5. 幹 事 | 15 名 |

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は尾張建設事務所長及び多治見土木事務所長をもってこれにあてる。

(委員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は別表-1に掲げる者をもってこれにあてる。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。
2. 幹事長は庄内川河川事務所総括地域防災調整官をもってこれにあてる。  
てる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は別表-1に掲げる者をもってこれにあてる。
3. 水防管理団体の幹事は水防管理団体の管理者が推薦した者をもってこれにあてる。

### 第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認められたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長がこれにあたる。
4. 特別の事項を審議するため臨時委員を置くことができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は中部地方整備局庄内川河川事務所調査課内に置く。
2. 事務局職員は庄内川河川事務所職員のうちから会長がこれを指名する。
3. 事務局職員は幹事長の指示をうけ本会の事務を処理する。

### 第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成14年 5月21日から実施する。

(当初は平成 3年 3月14日から施行)

平成18年 5月24日 一部改訂

平成20年 5月22日 一部改訂

平成26年 5月22日 一部改訂

平成27年 5月19日 一部改訂

令和 元年 5月30日 一部改訂

令和 2年 5月29日 一部改訂



<別表—1>

機 関 名	委 員	幹 事
国土交通省庄内川河川事務所 岐阜県多治見土木事務所 愛知県尾張建設事務所 愛知県海部建設事務所 愛知県尾張県民事務所 愛知県尾張県民事務所 海部県民センター ○多治見市 ○土岐市 ○名古屋市 瀬戸市 ○春日井市 ○清須市 あま市  大治町 ○海部地区水防事務組合	事務所長 (会長) 事務所長 (副会長) 事務所長 (副会長) 事務所長 事務所長  センター長 市長 市長 市長 市長 市長 市長  町長 管理者	総括地域防災調整官(幹事長) 施設管理課長 維持管理課長 維持管理課長 次長  県民安全防災課長 建設部長 <b>建設水道部長</b> 防災危機管理局危機対策室長 危機管理課長 河川排水課長 土木課長 安全安心課長 土木課長 防災危機管理課長 事務局長

※ ○は指定水防管理団体

## 令和元年度事業報告並びに令和２年度会務及び事業計画（案）

### [令和元年度事業報告]

#### 1) 重要水防箇所合同巡視

概要	迅速かつ的確な水防活動などによって、土岐川や庄内川の洪水被害を未然に防止し、住民の方々の命を守ることを目的とし、自治体等と合同巡視などにより情報を共有した。		
開催日	令和元年	6月13日（木）	庄内川上流部 多治見市
	令和元年	6月19日（水）	庄内川上流部 土岐市
	令和元年	6月20日（木）	庄内川下流部 港区、中川区、中村区 清須市、西区
	令和元年	6月21日（金）	庄内川中流部 守山区、瀬戸市 春日井市、北区、西区
内容	重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検		

[令和2年度会務]

1) 委員会（土岐川・庄内川の水害から命を守る会議として開催）

開催日	令和2年5月 書面会議として開催 ただし、6月にWEBを活用した会議を開催予定
対象者	委員、その他事務局員 計60名程度
議題（案）	(1) 規約の一部改正（申し合わせ） (2) 近年の減災に関する話題 (3) 庄内川流域の減災に係る取組状況 (4) 流域治水プロジェクトの進め方 (5) 構成員相互の連携及び協力を促進するための 情報共有

[令和2年度事業計画（案）]

1) 重要水防箇所合同巡視

概要	迅速かつ的確な水防活動などによって、土岐川や庄内川の洪水被害を未然に防止し、住民の方々の命を守ることを目的とし、自治体等と合同巡視などにより情報を共有する。
開催日	令和元年6月 (新型コロナウイルス感染症対策により 規模縮小の可能性有)
内容	重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検